

日本がんサポーティブケア学会
選挙管理規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本がんサポーティブケア学会の定款および定款施行規則に基づいて、評議員及び理事・監事の選挙手続き等が適正かつ公平に運営されることを目的として、その選挙手続きを定める。

(選挙管理委員会)

第2条 この規程の目標達成と、選挙の円滑な運営を図るために、選挙管理委員会はその責を担う。

2 選挙管理委員会は、次の業務を担当する

- (1) 1号選挙－評議員候補者に関する選挙の実施
- (2) 1号選挙の選挙人名簿の管理
- (3) 立候補の受付および資格審査
- (4) 立候補者の公示
- (5) 投票および開票の管理
- (6) 投票の有効又は無効の判定
- (7) 選挙結果の報告および選挙録の作成
- (8) 2号選挙－理事・監事候補者に関する選挙の実施、および1号選挙と同様の業務
- (9) 前各号の実施を遂行する事務局の管掌

3 選挙管理委員会は、選挙実施年度には基準日現在の選挙権有権者（選挙人）名簿を速やかに作成する。

4 選挙事務の円滑な実行のため、選挙管理事務局を設置することができる。選挙管理事務局はJASCC事務局内におくこととする。

(評議員の定数および任期)

第3条 評議員の定数は100名以内とする。

2 評議員選挙による選任は80名、他に理事会による推薦は20名以内とする。

3 選挙により選出する評議員は、医師又は歯科医師、医師・歯科医師以外の職種の2つのカテゴリーに分け、各カテゴリーの最低数は原則定数の30%とする。

第4条 評議員の任期は、就任後4年とする。

2 評議員の再任は、これを妨げない。

(選挙人および選挙人名簿)

第5条 評議員選挙の選挙人は、正会員とする。

2 選挙管理委員会は、選挙人名簿を本会に備え置く。

(評議員候補者の資格および届出)

第6条 評議員選挙の被選挙人は、立候補制とし、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は立候補締め切り日に正会員として在籍していること。
- (2) 直近の基準日において、基準日を含む年度までの年会費を完納していること
- (3) 年齢が就任時 65 歳未満であること

(1号選挙—評議員選挙に関する選挙方法)

第7条 選挙管理委員会は、理事会から評議員選挙に関する選挙実施の通知を受けた場合には、前条の選挙権を有する会員に対し、書面もしくは電磁的方法により、次の事項を通知する。

- (1) 選挙の日程
- (2) 立候補の受付方法と受付期限
- (3) 選出する評議員予定数
- (4) 投票方法と投票期限
- (5) その他選挙管理委員会が必要と認めた事項

第8条 評議員選挙は、前条に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、電磁的方法（電子投票）により行う。
- 3 前項の電子投票は 10 名連記とする。
- 4 選挙による当選者は得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 5 立候補者が定数に満たない場合は、候補者全員を当選者とする。但し、得票数が 0 の場合は当選としない。
- 6 最下位当選者が複数いて、全員当選とすると定数を超える場合は、入会日がより早い候補者を当選とする。
- 7 評議員選挙の結果は、理事会の承認により発効する。

第9条 次の投票は無効とする

- (1) 10 名を超える候補者の氏名を記載したもの
- (2) 前号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会を開いて有効・無効を判定する。

(理事・監事の定数および任期)

第 10 条 選挙により選出する理事の定数は 3~20 名、監事は 2 名とする。

2 理事は、医師又は歯科医師、医師・歯科医師以外の職種の 2 つのカテゴリーに分け、各カテゴリーの最低数は原則定数の 30% とする。

第 11 条 理事・監事の任期は就任後 4 年とする。

2 理事は 2 年毎に半数を改選する。

(選挙人および選挙人名簿)

第 12 条 理事・監事選挙の選挙人は、評議員とする。

2 選挙管理委員会は、選挙人名簿を本会に備え置く。

(理事・監事候補者の資格および届出)

第 13 条 理事・監事選挙の被選挙人は、立候補制とし、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は立候補締め切り日に評議員として在籍していること。
- (2) 直近の基準日において、基準日を含む年度までの年会費を完納していること
- (3) 年齢が就任時 65 歳未満であること

(2 号選挙—理事・監事選挙に関する選挙方法)

第 14 条 選挙管理委員会は、理事会から理事・監事選挙に関する選挙実施の通知を受けた場合には、前条の選挙権を有する評議員に対し、書面もしくは電磁的方法により、次の事項を通知する。

- (1) 選挙の日程
- (2) 立候補の受付方法と受付期限
- (3) 選出する理事・監事予定数
- (4) 投票方法と投票期限
- (5) その他選挙管理委員会が必要と認めた事項

第 15 条 理事・監事選挙は、前条に定める選挙人名簿に登録されている評議員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、電磁的方法（電子投票）により行う。
- 3 前項の電子投票は、理事は 3 名連記、監事は単記とする。
- 4 選挙による当選者は得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 5 立候補者が定数に満たない場合は、候補者全員を当選者とする。但し、得票数が 0 の場合は当選としない。

6 最下位当選者が複数いて、全員当選とすると定数を超える場合は、第 10 条適用後、入会日がより早い候補者、生年月日の早い候補者の順に当選者を決定とする。

7 理事・監事選挙の結果は、理事会・社員総会の承認により発効する。

第 16 条 次の投票は無効とする

- (1) 理事は 3 名・監事は 1 名を超える候補者の氏名を記載したもの
- (2) 前項以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会を開いて有効・無効を判定する。

(規定の変更等)

第 17 条 この規定は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

2023 年 10 月 1 日施行

2025 年 11 月 21 日施行